

豊中市自治基本条例 運用状況について

令和5年(2023年)3月

豊中市

豊中市自治基本条例 運用状況について

目 次

自治基本条例について	1
運用状況の検討について.....	1
各条項の運用状況.....	2
前文	2
第1章 総則.....	3
第1条 目的	3
第2条 自治の基本原則.....	3
第2章 自治の主体.....	4
第3条 市民の権利	4
第4条 市民の責務	4
第5条 事業者の責務.....	4
第6条 市議会の権限等.....	5
第7条 市議会の責務.....	5
第8条 市議会議員の責務	5
第9条 市長の権限	8
第10条 市長の責務.....	8
第11条 職員の責務.....	10
第3章 自治の運営.....	11
第12条 地域自治	11
第13条 市政運営の基本原則.....	13
第14条 総合計画	14
第15条 行政組織	16
第16条 行政手続	18
第17条 政策法務	19
第18条 法令遵守	20
第19条 情報公開及び個人情報の保護.....	22
第20条 行政評価	24
第21条 人材育成	26
第22条 財政運営	28
第23条 危機管理	30
第4章 参画と協働.....	32
第24条 参画における原則.....	32
第25条 意見公募手続	33
第26条 審査会等の委員の選任	35
第27条 協働における原則.....	37

豊中市自治基本条例 運用状況について

目 次

第28条 協働の推進.....	38
第29条 パートナーシップ協定.....	40
第5章 市民投票.....	41
第30条 市民投票.....	41
第6章 国又は他の地方公共団体との連携.....	42
第31条 国又は他の地方公共団体との連携.....	42
第7章 この条例の位置付け.....	44
第32条 この条例の位置付け.....	44
附 則.....	45
豊中市自治基本条例(条文).....	46

自治基本条例について

本市は、平成 19 年(2007 年)4 月に、「豊中市自治基本条例（以下、「自治基本条例）」を施行しました。

この自治基本条例は、市民主権の理念をふまえた豊中独自の自治を実現するため、自治の主体のあり方と、市民の市政への参画と協働の仕組みなどを定める市政運営に関する最高規範です。

運用状況について

1. 趣旨

本市では、平成 22 年度に、自治基本条例の附則第 2 項に基づき、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間について自治基本条例の運用状況に対し検討を行いました。その後、自治基本条例附則第 2 項の趣旨に則り、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間、及び平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間における運用状況の検討を行いました。

本書は、さらなる市民自治の発展のため、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間における運用状況について検討を行い、その結果を取りまとめたものです。

今回の検討結果をもとに、これまで自治基本条例に基づいて構築してきた制度や進めてきた取組みをさらに充実させるなど、今後も自治基本条例の理念や原則をふまえ、規定に即した市政運営に取り組み、市民主権の理念の下での自治の実現を図ります。

2. 本書の内容について

- ・市議会及び行政が実施すべき事項を規定している条項について、検討を加えています。
- ・平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間の取組みを把握したうえで、施策の実施方法の見直しや新たな制度の導入など今後の方向性について検討し、まとめています。また、平成 30 年度から令和 3 年度の間で、新たな取組み項目については、「◎」と表記しています。
- ・各条項における 4 年間の取組みを、具体的に示す数値データがある場合は、「参考データ」として掲載しています。

各条項の運用状況

前文

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持つ力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、
自分の住むまちに関心を持ち、
まちの課題を自らの課題として受け止め、
情報を共有し、
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、
よって、まちの課題に対して、
より良い解決方法を見つけ出し、
責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

《趣旨》

自治基本条例制定への決意を明らかにしたもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。

自治基本条例制定への決意を明らかにしたものであるため、運用状況の検討の対象外としています。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 自治の基本原則

第1章 総則

第1条 目的 第2条 自治の基本原則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

《趣旨》

(第1条)

自治基本条例の目的を明らかにしたものです。

(第2条)

自治の基本原則として、「情報共有」「参画」「協働」の三つを定めるとともに、それを踏まえて、地域の課題を「だれが」「どのように」担うのかについて、あり方を定めるものです。

自治基本条例の目的、基本原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第2章 自治の主体

第3条 市民の権利 第4条 市民の責務 第5条 事業者の責務

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。

3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

《趣旨》

(第3条)

自治の主体として市民が有する権利と、その権利行使のあり方について定めるものです。

(第4条)

市民の権利行使に伴う責務について定めるものです。

(第5条)

事業者にも地域社会の一員としての責務があることを定めるものです。

市民の権利、責務を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外として
います。

第2章 自治の主体

第6条 市議会の権限等

第7条 市議会の責務

第8条 市議会議員の責務

第6条 市議会の権限等 第7条 市議会の責務 第8条 市議会議員の責務

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

《趣旨》

(第6条)

市議会の果たすべき機能を定めるとともに、その機能を果たすため市議会が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長は、執行機関としての機能が法律上も明確に位置付けられているため、権限規定を置くことで十分ですが、議会については、一定の事件を議決するほか、いわゆる二元代表制の下で市長の事務執行を監視、けん制するなど、多元的な機能を有しているため、単に権限規定を置くだけでは不十分であると考え、特にその機能に関する規定を置いたものです。

市議会の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第7条)

市議会の責務について定めるものです。

(第8条)

市議会議員の責務について定めるものです。

個々の議員が、市民の代表として誠実に職務を行い、審議能力の一層の向上を図ることによって、全体としての市議会の権限等及び責務がより良く果たされるという考え方に立つものです。

《 4年間の取組み 》

○条例の制定・改廃、予算及び決算の認定等を審査し、議決
地方自治法第96条第1項の規定に定める議決事件を議決
例)各年度の豊中市一般会計予算の議決 等

○議会改革の検討・実施

議会改革等検討委員会において、本会議・委員会の運営、議会の情報化等について継続的に検討

議会改革等検討委員会は平成30年度に7回、令和元年度に12回、令和2年度に8回、令和3年度に8回開催

○市議会ホームページの充実

市議会ホームページにある「議員提出議案」「請願・意見書等」「政務活動費」「議会交際費」など、コンテンツの内容を充実

令和3年9月に「政務活動費」の透明性向上のため領収書を公開

○調査活動の実施

市議会議員の審議能力及び政策力の向上を図るため、委員会視察・会派視察、研究会やフォーラムなどへの参加等による調査活動を実施

◎市議会常任委員会及び議会運営委員会のインターネット中継の実施（平成30年度～）

インターネット配信によるライブ・録画中継を、常任委員会は平成30年7月臨時会から、議会運営委員会は令和2年6月定例会から実施

◎議会報の発行（平成30年度～）

市広報（広報とよなか）から分冊化し、議会報『とよなか市議会のうごき』を平成30年10月号から年5回発行

◎議会のICT化の推進（令和2年度～）

令和3年2月にタブレット端末を導入し、クラウドを活用

同年3月より議案書や予算書・決算書など会議資料のペーパーレス化ならびにグループウェアを活用する運用を開始

◎議会BCP（業務継続計画）の作成（令和3年度）

様々な災害や感染症の発生に備え、必要な組織体制や議会・議員等の役割・行動を策定

オンラインを活用した委員会を開催できるよう条例改正等を実施

【議会BCPについてはこちらのURLを参照】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shigikai/guide/a00113.html>

第2章 自治の主体

第6条 市議会の権限等

第7条 市議会の責務

第8条 市議会議員の責務

～今後の方向性～

今後も、条例に規定される市議会の権限や責務、市議会議員の責務に則り、市民の信託を受けた機関・代表として、また自治の主体として、市民主権の理念のもとでの自治の実現に向けて役割を担っていきます。

第9条 市長の権限 第10条 市長の責務

(市長の権限)

第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

《趣旨》

(第9条)

市長が有する権限を、地方自治法の規定を参考にするものです。

市長の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第10条)

市長の責務について定めるものです。

本条は、選挙の際に公約を掲げて当選し就任した市長が、有権者である市民の信託にこたえ説明責任を果たすべきであるとの観点から、本来は政治の問題として取り扱われるべきとの考え方もあるなかで、あえて設定した経過があります。従って、拘束性の強い規定とはせずに、努力義務にとどめています。

《4年間の取り組み》

○公約を基本政策として位置付け（平成30年度）、進捗状況の公表

【P.9の参考データ参照】

任期中に取り組む政策を、54の項目から成る「5つの政策の柱」と重点的・優先的に進める「3つのプロジェクト」として位置づけ、毎年4月に進捗状況を公表

◎経営戦略方針の策定（令和元年度）

基本政策を着実に進めるため、また戦略的に都市経営を進めるための具体的指針として、経営戦略方針を策定

その後、新型コロナウイルス感染症拡大による社会全体の大きな変化をふまえ、令和2年に方針を改訂

また重点的な取り組みをまとめた単年度取り組み方針を毎年作成し、予算編成に反映

【経営戦略方針についてはこちらのURLを参照】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keieisenryakuhoushin/index.html>

第2章 自治の主体
第9条 市長の権限
第10条 市長の責務

～今後の方向性～

今後も引き続き、条例に規定する権限と責務をふまえ、条例が掲げる市民主権の理念のもとでの自治の実現に向けて、市民への説明責任を果たしながら、政策の実現に向けて取組んでいきます。

〔参考データ〕

		H30	R1	R2	R3
基本政策の進捗度(%)		65	81	87	98
基本政策 の 進捗状況 (項目数)	A(達成・推進)	7	24	33	51
	B(取組中)	37	30	21	3
	C(調査・検討中)	10	0	0	0
	計	54	54	54	54

(出典)都市経営部 経営計画課

第11条 職員の責務

第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

《趣旨》

(第11条)

市職員の責務について定めるものです。

責務を規定し、具体的な取組みについて規定していない条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第3章 自治の運営

第12条 地域自治

- 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

地域における自治を推進するための組織の形成や活動、それに対する市の措置について定めるものです。

《4年間の取組み》

○豊中市地域自治推進条例に基づく地域自治システムの運用

[P. 12の参考データ参照]

地域自治の理念や原則、地域自治組織の要件等を規定する「地域自治推進条例」に基づき、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むための制度である地域自治システムを運用し、地域自治の取組みを推進

◎地域づくり活動計画の策定（平成30年度）[P. 12の参考データ参照]

認定を受けた地域自治組織が、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、地域づくり活動計画を策定

～今後の方向性～

地域の特色を生かした、それぞれの地域ならではの取組みを促進し、地域自治の実現をめざします。

また、認定を受けた地域自治組織に対して、地域自治組織の中期的な実行計画となる「地域づくり活動計画」の策定を支援します。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
地域自治組織の数(団体)	7	8	8	8
地域自治組織設立に向けた検討会の数(団体)	1	1	1	1
地域づくり活動計画を策定した組織の数(団体)	1	1	1	1

(出典)市民協働部 コミュニティ政策課

第3章 自治の運営

第13条 市政運営の基本原則

第13条 市政運営の基本原則

- 第13条 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。
- 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。
- 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

《趣旨》

市政運営における基本原則を定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第14条 総合計画

第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにならなければならない。

《趣旨》

市は、総合計画を策定し、これに即した事務処理を行うべきこと、各分野の計画は総合計画に適合して策定すべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○第4次総合計画前期基本計画実施計画（平成30年度～令和3年度）の策定

〔P. 15の参考データ参照〕

第4次総合計画前期基本計画（計画期間 平成30年度～令和4年度）に基づく実施計画を毎年策定

○各分野別計画の策定〔P. 15の参考データ参照〕

平成30年度策定の「第4期豊中市地域福祉計画」、令和元年度策定の「第2期こどもすこやか育みプラン・とよなか」、令和2年度策定の「豊中市文化芸術推進基本計画」、「豊中市学校施設長寿命化計画」、令和3年度策定の「豊中市バリアフリーマスタープラン」、「豊中市新・産業振興ビジョン」、「第3次豊中市男女共同参画計画」など、総合計画に基づく各分野の計画を策定

～今後の方向性～

平成 29 年度に策定した「第 4 次豊中市総合計画前期基本計画(目標年度:令和 4 年度(2022 年度))のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、本市の人口は増加傾向にあるものの、少子高齢化は進行し続けており、また地球温暖化対策の重要性の高まりや、新型コロナウイルス感染症や加速するデジタル化への対応といった課題も顕在化してきています。

こうした環境の変化に対応するため、令和 4 年度に策定予定の「第 4 次豊中市総合計画後期基本計画」に基づき、今後もまちづくりを進めていきます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
実施計画に位置づけられている各種分野別計画の数(件)	80	81	80	79
第4次総合計画前期基本計画に基づく事業の数(件)	1455	1461	1521	1552

(出典)都市経営部 経営計画課

第15条 行政組織

第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

《趣旨》

行政組織について、市は、社会経済情勢の変化に対応するため、簡素で効率的な編成、相互の連携の確保に配慮すべきことを定めるものです。

《4年間の取り組み》

○各部局の改編（概要）（平成31年度）〔P.17の参考データ参照〕

・都市経営部の設置

「創る改革」を推進するため、戦略的な都市経営の視点に立ち、スクラップ・ビルド両面の観点から一体的に政策を総括し調整を行う都市経営部を設置

・財務部の改編（財務部と資産活用部の一部を統合）

予算と税などの資金の管理を担う財務部と、土地・建物・設備などの資産の管理を担う資産活用部を発展的に統合

・福祉部と健康医療部の設置

人生100年時代を見据え、福祉分野、健康医療分野それぞれにおいて様々な取り組みを機動的に推進し、安全安心・健康先進都市を実現していくため、健康福祉部を福祉部と健康医療部の2部に改編

◎社会課題をふまえた柔軟な組織改編（令和2年度～）

〔P.17の参考データ参照〕

・デジタル戦略課の設置

デジタル・ガバメントの推進にスピード感をもって取り組むため、令和2年度途中に情報政策課を廃止しデジタル戦略課を設置

・プロジェクト・チームの設置

新型コロナウイルス感染症の拡大や新たな社会課題に対応するため「ワクチン接種対策チーム」や「包括支援プロジェクト・チーム」などを設置

第3章 自治の運営
第15条 行政組織

～今後の方向性～

社会経済情勢の変化や複雑化、多様化、高度化する行政需要に、迅速かつ的確に対応するとともに、新たな基本政策に基づく取組みを着実に推進するための組織体制の構築を進めます。

〔参考データ〕

		H30	R1	R2	R3
行政機構数 ^{※1}	部 ^{※2}	21	21	21	21
	課	115	106	105	104
	係	284	288	284	284
	班	81	73	73	84

(出典)総務部 行政総務課

※1 市立豊中病院の医療部門を除きます。

※2 部には「監」、「会計管理者」を含みます。

第16条 行政手続

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、行政手続の整備を図ることによって、市民の権利利益の保護に努めるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○行政手続条例の運用

市が許認可等の処分を行う場合の「審査基準」、「標準処理期間」及び不利益処分を行う場合の「処分基準」を定め、公表

【行政手続条例についてはこちらの URL を参照】

https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG00000015.html

～今後の方向性～

引き続き、市民の権利利益の保護を図り、市民から信頼される公正な行政運営を行うとともに、行政不服審査法(平成28年度施行)及び行政手続法(平成27年度施行)の趣旨を踏まえ、より公正で透明な手続きの整備を進める一環として、「審査基準」、「標準処理期間」及び「処分基準」を市ホームページで新たに公表します。

第17条 政策法務

第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

《趣旨》

市は、自主条例の制定などの政策法務の推進を図るべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○政策法務研修の定期的な実施 [P.19の参考データ参照]

職員の政策法務能力向上のため、政策法務研修及び法制執務研修、地方自治法研修等を実施

◎法務主任制度及び法務研修の見直し（令和2年度～）

法務主任に対する支援をより効率的及び実践的なものとするため、法務主任選任方法の変更及び研修内容等の見直しを実施

～今後の方向性～

自治立法権等を積極的に活用し、市独自の政策を実現するため、さらに研修等を充実させ、各部局職員の法務能力の向上を図っていきます。

[参考データ]

	H30	R1	R2	R3
独自条例の数(「委任条例に独自部分を含む条例」を含む)(件)	23	23	24	24
政策法務に関する庁内研修の実施回数(回)	14	14	6	8
法務主任設置人数(人)	39	39	12	10

(出典) 総務部 法務・コンプライアンス課

第18条 法令遵守

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、市政運営にあたっては、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するため、庁内体制の整備や対応手順の作成などの措置を講じるべきことを定めるものです。

これにより、法令等を誠実に遵守して仕事を進める仕組みを確立しようとするものです。

《4年間の取組み》

○不当要求行為等対策要綱の運用 [P. 21の参考データ参照]

要綱に基づき、職員の安全及び事務事業の公正かつ適正な執行を確保

○不当要求防止責任者の配置

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、不当要求防止責任者を庁内全部局に配置

○市政に対する提言等の報告等に関する要綱の運用

[P. 21の参考データ参照]

要綱に基づき、一定の公職にある者等からの市政の運営に関する提言等に対し、迅速かつ的確に処理

○内部公益通報に関する事務要綱の運用 [P. 21の参考データ参照]

要綱に基づき、職員等からの公益通報を適切に処理

◎内部公益通報受付業務の外部委託（令和3年度～）

内部公益通報受付業務を外部に委託し、委託先の弁護士及び法務・コンプライアンス課の両方の窓口で受付を実施

～今後の方向性～

市民や公職者から要望を受けた際に、その経過を記録し情報公開の対象とすることにより、違法または不当な要求が行われることを未然に抑止するとともに、実際にそうした要求を受けた場合には、組織として毅然とした対応を図ることが必要です。

今後も職員が提言や不当要求等に対して的確に事務処理できるよう、また、職場内の法令違反行為の発生を防止する観点から、公益通報が行えるよう、研修等を通じて要綱等の浸透を図るとともに、適切な運用に努めます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
不当要求行為等の件数(件)	0	0	0	1
市政に対する提言等の報告件数(件)	0	0	0	0
内部公益通報の件数(件)	0	0	0	0

(出典)総務部 法務・コンプライアンス課

第19条 情報公開及び個人情報の保護

第19条 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。

2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市政に関する情報の公開を総合的に推進すべきこと、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○豊中市情報公開条例の運用【P. 23の参考データ参照】

条例に基づき、市民への説明責任を果たすため、行政文書の開示などの手続きを運用

○豊中市個人情報保護条例の運用

条例に基づき、個人情報の保護を推進

【豊中市個人情報保護条例についてはこちらの URL を参照】

https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG00000024.html

○市政情報の発信【P. 23の参考データ参照】

ホームページのほか、広報誌やソーシャルメディア(※)などの多様な媒体や報道機関への情報提供を通じて、市民へ市政情報を発信

※ソーシャルメディア…インターネットの技術を利用し、情報を発信することで形成されるさまざまな情報交流サービスの総称

◎金入り設計書の情報提供（令和2年度～）

毎年度当初に開示請求が多かった金入り設計書について、開示請求を経ずに簡易的な方法で提供する運用を開始

第3章 自治の運営

第19条 情報公開及び個人情報の保護

～今後の方向性～

情報公開については、開かれた市政運営の促進のために、広報の充実とともに、各部局が保有するさまざまなデータ等の一層の有効活用を図り、有効な行政情報を市民にわかりやすく公開・提供することにより、市民との情報共有を図ります。

情報公開については、開かれた市政運営の促進のために、広報の充実とともに、各部局が保有するさまざまなデータ等の一層の有効活用を図り、有効な行政情報を市民にわかりやすく公開・提供することにより、市民との情報共有を図ります。

個人情報の保護については、豊中市情報セキュリティポリシーにより安全管理措置を講じており、個人情報の流出・盗難などを未然に防止するとともにマニュアルの整備や研修の実施を推進しています。また、今後国のガイドラインが改定された際には、セキュリティポリシーの見直しを図り、さらなる個人情報保護強化に努めていきます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
市が保有する行政情報の開示請求件数(件)	1,221	1,303	411	451
市が保有する個人に関する情報の本人からの開示請求件数(件)	103	121	118	130

(出典)総務部 法務・コンプライアンス課

	H30	H31	R2	R3
報道機関に対する情報提供数(件)	642	455	321	359
ホームページへのアクセス件数(件)	15,569,191	17,451,953	31,065,380	34,443,774

(出典)都市経営部 広報戦略課

第20条 行政評価

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

行政評価について、施策の効果をできる限り定量的に把握し、評価結果を当該施策に適切に反映させるべきこと、評価の結果に対して市民の意見を聴くために必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

○政策評価・事務事業評価の実施〔P.25の参考データ参照〕

第4次総合計画前期基本計画に位置づく施策及び事務事業の評価を実施し、結果を公表

◎総合計画審議会における検証(平成30年度～)

政策評価の適正な運用及び客観性の向上を図るため、取組みの成果や問題点等をふまえて今後の方針や総合評価の理由がわかりやすいものになっているか、審議会において検証を実施

～今後の方向性～

成果重視の行政運営、職員間の目的・課題の共有及び市民への説明責任の確保を目的として行政評価を実施していきます。

第3章 自治の運営
第20条 行政評価

〔参考データ〕

		H30	R1	R2	R3
事務事業 評価結果 (項目数)	現状のまま継続	1214	1214	1177	1024
	拡充の方向で検討	38	40	60	48
	縮小の方向で検討	30	30	24	19
	完了・廃止の方向で検討	43	11	16	12
	完了・廃止	109	38	70	19
	計	1,434	1,333	1,347	1,122

(出典)都市経営部 経営計画課

		H30	R1	R2	R3
政策評価 (施策シ ート)結果 (項目数)	A(順調に進んでいる)	3	4	7	12
	B(概ね順調だが、一部取組 みの見直しが必要)	14	13	11	6
	C(課題が多く、取組みの見 直しが必要)	0	0	0	0
	計	17	17	18	18

(出典)都市経営部 経営計画課

		H30	R1	R2	R3
政策評価 (施策の 方向性シ ート)結果 (項目数)	A(順調に進んでいる)	16	18	24	32
	B(概ね順調だが、一部取組 みの見直しが必要)	35	33	28	20
	C(課題が多く、取組みの見 直しが必要)	1	1	0	0
	計	52	52	52	52

(出典)都市経営部 経営計画課

第21条 人材育成

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市職員の人材育成について定めるものです。

《4年間の取組み》

○組織の活性化

「豊中市特定事業主行動計画」を令和3年度に改定し、女性のキャリアアップ推進など、誰もが働きやすく能力を発揮できる環境づくりを通して、組織の活性化を推進

◎人材育成基本方針【第4版】及び人材戦略に基づく人材の獲得・育成（平成30年度～）〔P.27の参考データ参照〕

豊中市を担う職員の育成を総合的・計画的に進めるにあたっての指針である「人材育成基本方針【第4版】」（平成30年度策定）及び経営戦略方針を支える人材の確保・育成について示した「人材戦略」（令和元年度策定）に基づき、採用活動強化のほか、他自治体や民間事業者等との人材交流、市民とともに活動するアウトリーチ型職員研修を実施

～今後の方向性～

人材育成基本方針に基づき、「採用」「育成」「評価」「配置」「就業環境の整備」の視点を相互に関連させながら、時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供する職員の確保、育成に取り組みます。

第3章 自治の運営
第21条 人材育成

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
市主催研修の実施件数(件)	54	56	45	60
常勤職員のうち市主催研修を受講した人の割合(%)	30	32	30	26

(出典)総務部 人事課

第22条 財政運営

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

《趣旨》

財政運営について、市は、財政状況を的確に把握するとともに、中期的な見通しを立てること、また、それらを公表することを定めるものです。

《4年間の取組み》

○市民への財政状況の周知 [P. 29 の参考データ参照]

平成 30 年度決算から「とよなかのお財布事情」を 3 種類に増やし、より詳細な状況を公表

◎豊中市中期財政計画の策定（令和元年度）[P. 29 の参考データ参照]

中長期的に安定した財政運営を図るため、「社会保障関係経費の増大」「公共施設等の老朽化」への対応に加え、コロナを乗り越え、都市の発展成長を促す好循環につながる効果的な投資を継続する財政運営の道筋を示す豊中市中期財政計画を策定し、毎年度改定

◎歳入確保戦略・債券運用戦略の策定（令和3年度）

これまでの「歳入確保に係る基本方針(改定)」の総括を踏まえ、歳入確保戦略を策定

さらに当戦略に掲げる市有資産の有効活用の観点から、積立基金を確実かつ効率的に運用することを目的として債券運用戦略を策定

【歳入確保戦略・債券運用戦略についてはこちらの URL を参照】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sainyukakuho/index.html>

～今後の方向性～

今後とも、豊中市中期財政計画及び「とよなかのお財布事情」において本市の財政状況を明らかにしながら、将来の健全な財政運営につなげていきます。

また、総合計画等に基づく中長期的な視点による計画的な財政運営を通じて、持続可能な財政基盤の構築と将来世代に負担を先送りしない財政規律の確立を図っていきます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
決算における経常収支比率(%)	92.4	91.4	90.8	84.9
決算における財政調整基金の残高(千円)	4,788,191	6,034,712	8,481,096	13,181,976

(出典)財務部 財政課

第23条 危機管理

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

《趣旨》

危機管理について、危機事象の発生に備えた体制等を整備するとともに、市民、事業者と連携して対応を図るべきことを定めるものです。

《4年間の取り組み》

○小学校区単位の自主防災活動への支援【P.31の参考データ参照】

校区単位での自主防災活動に対する支援を継続するとともに、地域の防災リーダーの育成を目的として防災市民講座を開催

◎とよなか防災アドバイザー派遣制度の運用開始（令和元年度～）

地域の自主防災力を向上させるため、気象防災アドバイザーや防災士などの防災の専門家を自主防災組織や自治会などに派遣するとよなか防災アドバイザー派遣制度の運用を開始

◎地域防災計画の改正（令和3年度）

法令の改正や上位計画等の内容を反映するとともに、高潮浸水想定（想定最大規模）、市内各河川の洪水浸水想定（想定最大規模）等への対応、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた防災対策を強化するため、地域防災計画を改正

【地域防災計画についてはこちらのURLを参照】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/bousai_info/bousai_plan/chiikibousai_plan/tiikibousaikeikaku.html

◎豊中市総合ハザードマップの作成（令和3年度）

風水害が発生した場合に被害が想定される箇所や避難場所などをまとめた豊中市総合ハザードマップを新たに作成し、全戸配布するとともに、解説動画を作成・公開
また想定される被害をスマートフォンなどでより詳細に確認できる「デジタルハザードマップ」を公開

【豊中市総合ハザードマップについてはこちらのURLを参照】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/bousai_info/hazardmap/sogohazardmap/index.html

～今後の方向性～

引き続き、災害備蓄物資の適正な配置と管理や学校施設等の防災機能の充実、災害時に迅速・的確に対応できる行政力の向上、自主防災活動への支援の充実を図ります。

また、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害のある人などの個別避難計画を一人ひとりの身体の状態などに合わせてあらかじめ作成することにより、災害時に備える取組みを進めます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
とよなか同報通信システム子局設置数 (箇所)	62	62	61	61
消防防災協力事業所登録件数(件)	316	316	320	323
校区単位自主防災組織の組織率(%)	65.8	68.3	70.7	73.1

(出典)危機管理課

第4章 参画と協働

第24条 参画における原則

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者に提供するよう努めなければならない。

3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

《趣旨》

参画における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第4章 参画と協働

第25条 意見公募手続

第25条 意見公募手続

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

《趣旨》

意見公募手続を整備すべきことを定めるものです。

「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つとして定めるものです。

《4年間の取組み》

○豊中市意見公募手続に関する条例の運用 [P. 34の参考データ参照]

条例に基づき、市民の市政への参画を促進するとともに、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民自治の進展を推進

◎ソーシャルメディアを活用した案件の周知(令和元年度～)

意見募集の実施情報についてソーシャルメディアを活用した周知を実施

◎ソーシャルメディアを活用した意見提出方法の拡充(令和3年度～)

ソーシャルメディアを入口として意見提出のページに遷移できる機能を新たに追加

～今後の方向性～

市民生活に関わりの深い案件などについて、より多くの意見を得られるよう、デジタル技術も活用しながら案件の周知や意見の収集方法について工夫するなど、対策を講じていきます。

第4章 参画と協働
第25条 意見公募手続

〔参考データ〕

	H30	H31	R2	R3
意見公募手続(パブリックコメント)実施 案件数(件)	20	20	27	28
意見公募手続(パブリックコメント)にお ける提出意見数(件)	211	377	492	252

(出典)都市経営部 広報戦略課

第4章 参画と協働

第26条 審査会等の委員の選任

第26条 審査会等の委員の選任

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等（次項において「審査会等」という。）の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

《趣旨》

審査会、審議会、協議会等の委員の選任について定めるものです。

「意見公募手続」(第25条)と並んで「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つです。

《4年間の取組み》

○市の審議会等への女性委員の参画促進に向けた取組み

〔P. 36の参考データ参照〕

「審議会等への女性委員の参画促進要綱」に基づき、女性委員の占める割合を向上するため、各部局へ周知を図るとともに、女性委員の参画率が第2次豊中市男女共同参画計画改定版の目標値(40%)に達していない審議会等については、委員改選時に事前協議を実施

○審議会等委員の選任に関する指針に基づく審議会等委員の市民公募

〔P. 36の参考データ参照〕

平成14年に策定した「審議会等委員の選任に関する指針」に基づき、市民公募枠を常に確保して、行政の様々な局面における幅広い市民参画を推進

～今後の方向性～

審議会等委員の市民公募に関する要領にしたがって市民公募を進めています。今後も、市民の市政への関心が高まるようPRを進めていきます。

また、市民が参加する意義を感じられるよう、市民の視点に応じた審議会の運営を考えていきます。

第4章 参画と協働
第26条 審査会等の委員の選任

[参考データ]

	H30	R1	R2	R3
審議会等における女性委員の割合(%) ^{※1}	27.3	30.3	29.9	31.5
公募を行っている審議会の割合(%) ^{※2}	57.0	55.8	52.9	51.1

(出典)※1 人権政策課

※2 総務部 行政総務課

第4章 参画と協働

第27条 協働における原則

第27条 協働における原則

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあつては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

〈趣旨〉

協働における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第28条 協働の推進

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市は、協働を推進するために必要な施策を実施すべきことを定めるものです。
「協働における原則」(第27条)を具体化するための制度を定めるものです。

《4年間の取組み》

○協働推進本部会議体制による施策の推進協働推進員研修の実施 [P. 39の参考データ参照]

市民公益活動及び地域自治の総合的かつ計画的な推進を図るための全庁的な体制である協働推進本部会議における課題の検討、連絡調整等や、協働の取組状況調査、全課に配置する協働推進員を対象とする研修を毎年度実施

◎協働事業市民提案制度の運用の見直し(令和3年度)

平成30年度から令和2年度に豊中市における「協働の文化」づくり事業(協働事業市民提案制度により成案化)で調査、検討を行った結果をふまえ、より効果的な制度となるよう、制度の運用の見直しを実施

～今後の方向性～

制度や運用の改善及び新たな取組みを引き続き進めるとともに、市民・職員の協働についての理解をさらに深めます。

また、令和5年2月に開館する市民公益活動支援センターを拠点として、市民や団体と行政及び市民や団体相互の協働推進に関する事業を実施します。

第4章 参画と協働
第28条 協働の推進

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
協働の取組状況調査に基づく 取組み件数	429 (協定の件数を除く)	539	556	601

(出典) 市民協働部 コミュニティ政策課

第29条 パートナーシップ協定

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定（次項において「パートナーシップ協定」という。）を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

《趣旨》

市民、事業者、市の三者が協働してまちづくりを進めるため、計画の策定、実施、評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた一種の契約である「パートナーシップ協定」を締結することができることを定めるものです。

《4年間の取組み》

○コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定に基づく取組みの推進

千里文化センター「コラボ」において、市民と行政が協働し、コラボひろば及び屋上庭園の活性化事業を実施するための協定に基づく取組みを推進（令和2年度で終了）

○豊中まつりに関するパートナーシップ協定の締結

特定非営利活動法人ラブとよネットと本市が、互いに協働して豊中まつりを運営するため、相互協力や役割について定めることを目的とした協定を締結

～今後の方向性～

これまで本市では、上記の取組みのほか、「公園・緑道における自主管理協定制度」や「アダプト活動」など、地域の団体等との協働の取組みを進めてきました。

今後も、それぞれの取組みの経緯や内容を鑑みながら、各々の状況に応じた方法により、市民、事業者との協働を進めていきます。

第5章 市民投票

第30条 市民投票

- 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
 - 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
 - 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

《趣旨》

市民投票について、市民投票の実施請求権とその成立要件、対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の市民投票を定めるものです。

自治基本条例において、市民、住民を表す言葉としては、基本的に「市民」を用いています。このため、住民投票ではなく、「市民投票」としたものです。

《4年間の取組み》

○市民投票制度等について市ホームページにて周知 [P.41の参考データ参照]

市民投票の対象事項及び市民投票実施請求に必要な署名数の参考数値を
市ホームページにて周知

～今後の方向性～

この制度は、市民の意思を直接市政に表明する権利を保障するしくみの一つであり、その他の制度も含め、市民参画のまちづくりを進めていきます。

[参考データ]

	令和4年3月1日現在
請求資格者の総数(人) 【市に3ヶ月以上在住している、18歳以上の市民の総数(外国人含む)】	339,104
市民投票実施請求に必要な署名数(人) 【請求資格者の総数の6分の1の数】	56,518

(出典)豊中市ホームページ

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

《趣旨》

共通する課題については、国や大阪府など他の自治体と連携しながら、協力して解決を図っていくよう努めるべきことを定めるものです。

《4年間の取組み》

- 北摂地区7市3町による公立図書館広域利用の実施
図書館の広域利用サービスにより、市民の利便性の向上と地域の文化交流を推進
- 池田市と消防指令業務の共同運用及び能勢町の消防事務の実施
消防業務の高度化や複雑多様化する災害に対応していくため、豊中市・池田市・能勢町において、消防広域連携等により消防体制を強化
- 福島県須賀川市・福島県玉川村・岩手県陸前高田市、熊本県菊陽町と災害時相互応援協定を締結
東日本大震災直後及び熊本地震における被災地への支援を継続的に実施
- ◎市域をまたいだシェアサイクルの利用（令和元年度～）
市域を跨いで隣接する市等とシェアサイクルの利用が可能に
- ◎さらなる消防広域連携の取組み（令和2年度～）
消防資源の有効活用と消防体制の強化を図るため、令和6年4月からの消防指令業務の共同運用を目指し、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の5市において、消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書を締結
- ◎地球温暖化対策の取組み（令和3年度～）
府県を越えて隣り合う4つの中核市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）で構成されるNATSにおいて、「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、教育現場での実践的SDGsアクションの提言、給水スポットの普及促進、環境啓発動画の作成等、地球温暖化問題の解決に向けた取組みを推進
- ◎森林環境保全の取組み（令和3年度～）
森林整備に関する取組み支援や間伐材の有効活用などの支援を行うために、能勢町及び大阪国際空港の就航都市である隠岐の島町と連携協定を締結
- ◎吹田市と柿ノ木配水場を共同化（令和3年度～）
水道事業の経営効率化を図るため、吹田市と協定を締結し、翌年度から配水を開始
- ◎労働分野における取組み（令和3年度～）
NATSにおいて相談窓口の相互利用を開始

第6章 国又は他の地方公共団体との連携
第31条 国又は他の地方公共団体との連携

～今後の方向性～

ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展など、市民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い市民ニーズは多様化・複雑化しています。

近隣市やNATSなど他都市との広域連携を推進し、市民サービスの向上や事務の効率化につなげます。

〔参考データ〕

	H30	R1	R2	R3
広域連携の枠組みへの参画数(件)	5	6	7	7

(出典)都市経営部 創造改革課

第7章 この条例の位置付け

第32条 この条例の位置付け

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の位置付けについて、市民、事業者、市の遵守義務と、市政運営にあたっての最大限の尊重義務を定めるものです。

条例の位置付けを規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外として
います。

附則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の施行日、施行後3年以内の運用状況の検討と、その際の市民、事業者からの運用状況や見直しについての意見、検討結果への市の対処方法を定めるものです。

附則の趣旨に則り、今回の運用状況の検討も行っています。

豊中市自治基本条例(平成19年豊中市条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者(第3条―第5条)

第2節 市議会(第6条―第8条)

第3節 行政機関(第9条―第11条)

第3章 自治の運営

第1節 地域(第12条)

第2節 市政(第13条―第23条)

第4章 参画と協働

第1節 参画(第24条―第26条)

第2節 協働(第27条―第29条)

第5章 市民投票(第30条)

第6章 国又は他の地方公共団体との連携(第31条)

第7章 この条例の位置付け(第32条)

附則

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、

自分の住むまちに関心を持ち、

まちの課題を自らの課題として受け止め、

情報を共有し、

お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、

よって、まちの課題に対して、

より良い解決方法を見つけ出し、

責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

豊中市自治基本条例(条文)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。
- 2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。
- 3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

第2節 市議会

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に

関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

- 第7条** 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

- 第8条** 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

第3節 行政機関

(市長の権限)

- 第9条** 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。
- 2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

- 第10条** 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。
- 2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

(職員の責務)

- 第11条** 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

第3章 自治の運営

第1節 地域

(地域自治)

- 第12条** 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(以下この条において「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。

豊中市自治基本条例(条文)

- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

第2節 市政

(市政運営の基本原則)

- 第13条** 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。
- 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。
 - 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

(総合計画)

- 第14条** 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。
- 2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

(行政組織)

- 第15条** 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

(行政手続)

- 第16条** 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

(政策法務)

- 第17条** 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

(法令遵守)

- 第18条** 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(情報公開及び個人情報の保護)

- 第19条** 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、

情報公開を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(行政評価)

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

(人材育成)

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

(財政運営)

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

- 2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

(危機管理)

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

第4章 参画と協働

第1節 参画

(参画における原則)

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者を提供するよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

(意見公募手続)

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当

たつては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

(審査会等の委員の選任)

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等(次項において「審査会等」という。)の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第2節 協働

(協働における原則)

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあつては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

(協働の推進)

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

(パートナーシップ協定)

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

第5章 市民投票

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、市民投票を実施しなければならない。

- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

(国又は他の地方公共団体との連携)

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

豊中市自治基本条例 運用状況について

令和5年（2023年）3月 発行

事務局：豊中市 都市経営部 経営計画課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1

電話（06）6858-2773 FAX（06）6858-4111

豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

電子メール keiei2@city.toyonaka.osaka.jp